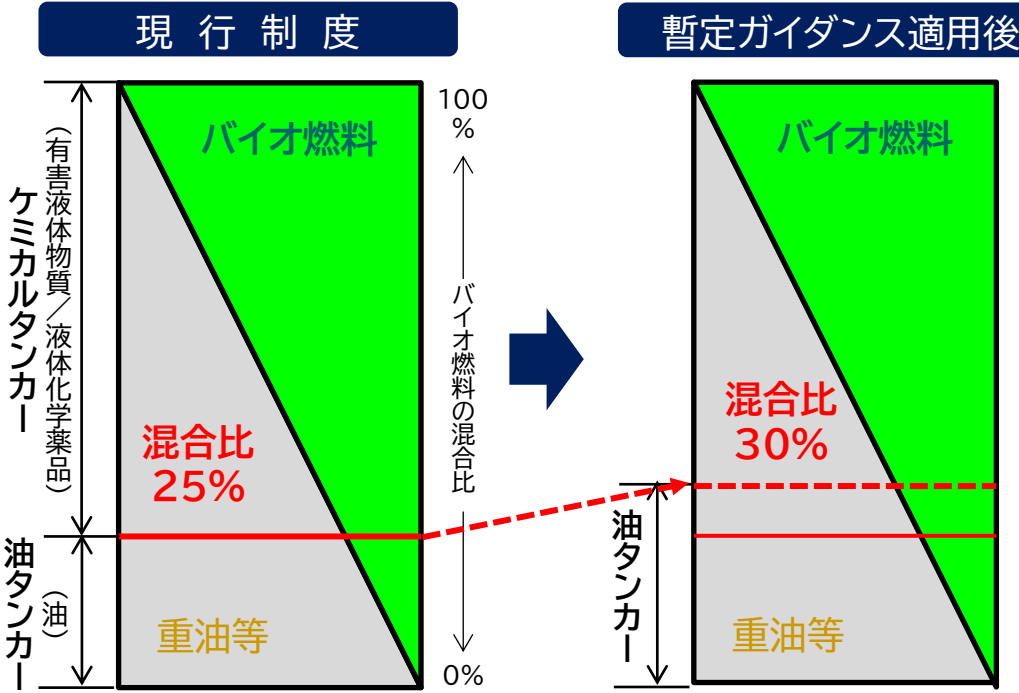


船舶用バイオ混合燃料の輸送に関する暫定ガイドランスを受けた制度変更について

バイオ燃料混合比の拡大について(重油燃料バンカリング船25→30%)

- 船舶用バイオ燃料混合油の貨物輸送では、バイオ燃料の混合割合25%を境に、25%を超えるものは、「有害液体物質/液体化学薬品」として運送し、25%以下は油扱いで運送することが規定※。
- ※国内:危険物船舶運送及び貯蔵規則等、海洋汚染等防止法、国際:国際バルクケミカルコード(IBCコード)
- 2025年4月開催の第83回海洋環境保護委員会(MEPC)にてバイオ燃料(FAME等)の混合割合が体積比で25%を超え、30%以下の燃料油(以下、B30混合油)のバンカリングを油タンカーでの輸送が可能とする「従来のバンカリング船によるバイオ燃料混合油輸送に関する暫定ガイダンス(以下、暫定ガイダンス)」が承認。
- 今般、暫定ガイダンスのGHG排出削減に資する趣旨に鑑み、船舶の技術基準等を改定。

貨物輸送の場合の制度比較※



ケミカルタンカーと油タンカーの貨物輸送における主要な比較

	ケミカルタンカー (有害液体物質/液体化学薬品)	油タンカー (油)
船体構造	2重構造。外板と貨物タンクの離隔距離は油タンカーより大。	2重構造等。外板と貨物タンクの離隔距離はケミカルタンカーより小。
素材材質	貨物タンク等は、耐腐食メッキ鋼材、ステンレス等が必要。	貨物タンク等は、鋼材が必要。
排出規制	ストリップング装置等で処理後、1ppm等以下で海洋排出。	油分濃度計を用い、積載量の3万分の1以下で海洋排出。

※船内で燃料として利用する場合には、混合割合による制限無いが、バイオ燃料混合油を貨物輸送として運送する場合に、25%を境に船舶に求められる設備が変わる。

暫定ガイドンスを受けた対応

- B30混合油は、物性上は有害液体物質/液体化学薬品(以下、ケミカル)と位置づけられており、油タンカーで輸送を行うには、船舶検査及び船舶検査証書の書換を経て、緩和するものとする。
→ B30混合油の積載が可能であることを記載する等(詳細は「油タンカーによるバイオ燃料混合油の運送に係る船舶検査等手続きについて」を参照)
- B30混合油の輸送は他船に燃料を補給することのみを目的としたものに限る。
- B30混合油を含む水バラスト等は陸揚げすることとし、海洋に排出しないことを定めた規定を制定し、船内に備えおくこと

1. 船舶検査及び船舶検査証書の書換

船 舶 検 査 証 書	
船 種 及 び 船 名	
船舶番号、船舶検査済票の番号又は船舶登録番号	
船舶港又は定係港	
総トン数又は船舶の長さ	
用 途	液体化学薬品ばら積み船 兼 油タンカー
船 舶 所 有 者	
有 効 期 間	ま で
航行上の条件	
航行区域又は従属制限 (国際航海に従事する船舶にあっては、その旨)	液体化学薬品ばら積み運送は他船への供給を目的とした運送に限る。
最 大 播 載 人 員	貨物艙には以下の液体化学薬品以外の液体化学薬品をばら積みの貨物として積載することを禁止する。

用途欄
の書換

航行上の
条件欄に
追記

2. 海洋への排出の禁止(規定の制定と備え置き)

- 暫定ガイドラインでは、B30 混合油用に承認された油排出監視装置(ODME)がない場合、全ての残渣、タンク洗浄物を陸上に排出する事を条件とすることが定められている。
- 現状、B30混合油用に承認されたODMEが無いことを鑑み、B30混合燃料を含む水バラスト等は海洋排出をしないことを条件とする。

バンカリング船(タンカー)のイメージ

